

長有紀枝著「入門 人間の安全保障」中公新書、中央公論新社 2012 年 12 月 20 日刊を読む

異議申し立てとしての「人間の安全保障」

1. 「人間の安全保障」(human security)は、インド出身の経済学者でアジア発のノーベル経済学賞受賞者でもあるアマルティア・セン(Amartya Sen, 1933 ~)が唱えたケイパビリティ(潜在能力)論を下敷きに、国連開発計画(UNDP)が、1994 年の『人間開発報告書』の中で提唱した比較的新しい概念です。開発援助に従事する国際機関の実務をもとに、一定の戦略をもって生まれたため、「人間の安全保障」は、きわめて包括的な概念として登場しました。それゆえ概念的な明晰さを欠き漠然としている、対象領域が散漫で学問領域としては未成熟、誰が誰の安全を保障するのか、という主体と客体の議論がなされていない、といった否定的な意見もあります。
2. しかし、その登場から 18 年が経過した現在、「人間の安全保障」概念は、国連を中心とする国際社会で、限定付きながら、規範的な概念として着実に普及し、定着しつつあり、また東日本大震災を経験した日本においては、特に弱い立場に置かれた人々の視点から、既存の制度に対して議論申し立てを行い、新たな指針やヴィジョンを示す重要な手掛かりになる考え方だと言えるかもしれません。
3. 日本政府も 1998 年 5 月以来、「人間の安全保障」を日本外交の柱の一つとして位置づけ、特に国連外交、途上国向けの援助政策の中で重視してきました。こちら、多分に戦略的な意図があったとはいえ、「人間の安全保障」の視点は、日本国憲法前文の主張とも重なる重要な指針です。
4. 『入門 人間の安全保障』と題した本書では、東日本大震災を経験した日本人としてだけではなく、21 世紀に入ってもなお、武力紛争、言語を絶する人権侵害、虐殺が繰り返され、貧困問題や飢餓も解決されない国際社会の一員として、私たちは、どのように生きていくべきか、そのために何を知るべきか、そんなことを「人間の安全保障」という概念を手がかりにみなさんと考えていきたいと思います。

人の一生と「人間の安全保障」

5. 本書には、もう一つの目的があります。国際社会では、「人間の安全保障」という概念の登場によって、従来とは異なる視点で、国際社会の諸問題を捉える視点が生まれたのと同じように、「人間の安全保障」という概念を通じ、これまでとは別の視点で私たち自身の生活を見直すことです。それは、私たちが当たり前と思っている暮らし、生活、日本の社会が、世界的にみれば、決して当たり前ではないのだ、という視点です。

6. 東日本大震災を境に、日本でもこれまでの「当たり前」は、実は非常に恵まれた「当たり前」であったことが再認識されるようになりました。「日常の有難さ、大切さ」を小さな子どもたちでさえ口にします。しかし、3月11日以前も、以後も、私たちが今、当たり前だと思っている世界、暮らし、私たち日本人が所与のもの、当然のものとして享受している事柄は、世界の多くの国々にとっては、実は「特別なこと」ばかりです。

P.2 ～ 4

<コメント>

「安全保障」にとり、「国家の安全保障」とともに必要不可欠なのが「人間の安全保障」だ。その基本的な考え方を本書から学ぶことができる。

— 2016年9月9日(金) 林 明夫記 —